

県単独森林整備事業

第 1 趣旨

国庫補助の対象とならない間伐等の森林整備を推進し、森林の持つ多面的機能の発揮を図る。

第 2 事業区分等

事業区分、事業内容、対象森林及び採択基準等は、別表 1 に掲げるとおりとする。

第 3 事業計画

- 1 事業主体は、別表 1 に掲げる事業（以下「県単独森林整備事業」という。）を実施しようとするときは、信州の森林づくり事業（県単独森林整備事業）実施計画書（以下「実施計画」という。）（要領別紙 5 一様式第 1 号）を作成し、第 4 の 1 の (2)、2 の (1) 又は 3 の (1) に規定する協定を添付の上、地域振興局長（以下、「局長」という。）に提出（要領別紙 5 一様式第 2 号）し承認を受ける。
- 2 局長は、提出された実施計画を審査し、適当と認めるときは、当該計画を承認（要領別紙 5 一様式第 3 号）する。
- 3 局長は、前号で承認した実施計画を部長に報告（要領別紙 5 一様式第 4 号）する。
- 4 実施計画の提出部数は 1 部とし、提出期限は局長が別に定める。

第 4 事業の実施基準

- 1 間伐対策事業及び県単独森林災害復旧事業の実施に当たっては、別表 1 に定めるもののほか、次の基準によるものとする。
 - (1) 別表 1 の「簡易作業路開設・補修」を実施する場合、原則として別表 3 により事業を実施する。
 - (2) 市町村長と森林所有者は、森林整備に関する協定を締結し（様式参考第 1 号）、その期間は、協定を締結した翌年度から起算して 5 年間とする。
 - (3) 標準単価は、事業量及び予算を勘案して毎年度知事が定める。
 - (4) 補助金額の算出
 - ア 標準経費
 - (ア) 標準経費は、標準単価に事業量を乗じて算出する。
 - (イ) 標準経費は、千円未満を切り捨てる。
 - イ 補助金額
 - (ア) 補助金額は、標準経費に補助率を乗じて算出する。
 - (イ) 補助金額は、100 円未満を切り捨てる。
- 2 グレースの森創生事業の実施に当たっては、別表 1 に定めるもののほか、次の基準によるものとする。
 - (1) 知事と森林所有者は、森林整備に関する協定を締結し（様式参考第 2 号）、その期間は、協定を締結した翌年度から起算して 10 年間とする。
 - (2) 事業の実施に当たっては、公共補助造林事業などと組み合わせて実施するなど、効率的・効果的な執行に努め、補助金は、公共補助事業等の補助残や公共補助事業等の補助対象とならない除・間伐・看板設置等の経費とする。
 - (3) 要綱別表の看板等設置事業における看板は、別表 2 を参考の上設置する。

- (4) 補助金額は、前項(4)のアにより算出された標準経費又は事業に要する経費(実行経費)のうちいずれか低い額とする。
- 3 「ふるさと信州」森林リフレッシュ事業の実施に当たっては、別表1に定めるもののほか、次の基準によるものとする。
- (1) 市町村長と森林所有者は、森林整備に関する協定を締結し(様式参考第1号)、その期間は、協定を締結した翌年度から起算して5年間とする。
- (2) 補助金額の算出
- ア 定額単価は、1ヘクタール当たり19万円とする。
- イ 補助金額は、定額単価に事業量を乗じて算出する。
- ウ 補助金額は、100円未満を切り捨てる。
- なお、事業を請負に付して実施する場合にあっては、当該補助金額と実行経費とのいずれか低い額を補助するものとする。

第5 早期着手

- 1 事業主体は、補助金交付決定前に対象とする補助事業等に着手することはできない。ただし、事業主体が局長に対して事業計画をあらかじめ協議済みであり、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付の決定前に補助対象となる事業に着手(以下「早期着手」という。)することができる。
- (1) 事業の性格上、実施時期に制約を受けるとき。
- (2) 事業の実施に長期間を有するとき。
- (3) 早期着手により事業費の増額防止が予想できるとき。
- (4) 他の事業と関連し、早期に着手する必要があるとき。
- 2 事業主体は、早期着手を必要とするときは、県単独森林整備事業早期着手協議書(要領別紙5-様式第5号)を局長に提出する。
- 3 局長は、前項の協議があり、第1項のただし書に該当し、適当と認められたときは、次の条件を付して同意する。(要領別紙5-様式第6号)
- (1) 補助金の交付決定前に起きた災害の復旧の責は、事業実施主体が負うこと。
- (2) 事業費及び補助金等は、補助金の交付決定のとき変更することがあること。
- 4 局長は、前項の同意をしたときは、速やかに県単独森林整備事業早期着手報告書(要領別紙5-様式第7号)を部長に提出する。

第6 補助金交付申請及び交付決定

- 1 局長は、第3の2の規定により承認済みの実施計画に基づいて、予算の範囲内で事業主体に補助金の内示をする。
- 2 前項の内示を受けた事業主体は、速やかに信州の森林づくり事業(県単独森林整備事業)補助金交付申請書(要領別紙5-様式第8号)を局長に提出する。
- 3 局長は、前項の補助金交付申請書の内容を審査の上、補助金の交付決定(要領別紙5-様式第9号)をする。

第7 事業の変更

- 1 事業主体は補助金の変更が生じたときは、次の区分ごとに必要な手続きを速やかに行うものとする。
- (1) 重要変更
- ア 事業主体は、変更(補助金の30パーセントを超える変更に限る。)の必要が生じたときは、速やかに信州の森林づくり事業(県単独森林整備事業)実施計画変更承認申

請書（要領別紙 5 様式第 10 号）を局長に提出する。

イ 局長は、前号の申請があったときは、部長に協議する。

ウ 部長は、変更承認申請が適当と認められる場合は、協議内容に同意する。

エ 局長は、部長の同意があった場合、事業主体に対し、変更を承認（要領別紙 5 様式第 11 号）し、必要があるときは補助金の変更内示をする。

オ 事業主体は、前号の変更内示があったときは、速やかに信州の森林づくり事業（県単独森林整備事業）変更交付申請書（要領別紙 5 様式第 12 号）を局長に提出する。

カ 局長は、前号の申請があったときは、補助金の変更交付決定（要領別紙 5 様式第 13 号）をするとともに、速やかに部長に報告するものとする。

（2）軽微変更

ア 事業主体は、前項に規定する以外の変更の必要が生じたときは、速やかに信州の森林づくり事業（県単独森林整備事業）変更報告書（要領別紙 5 様式第 14 号）を局長に提出する。

イ 局長は、前号の提出があった場合は、速やかに部長に報告する。

ウ 局長は、補助金額の変更が生じた場合は、予算の範囲内で事業主体に変更内示をし、事業主体及び局長は、1 の(5)及び(5)に準じて必要な手続きを行うものとする。

エ なお、現場完了時等に明らかとなったもので、(1)に該当しない変更は、第 10 に規定する実績報告書によることができる。

第 8 事業の中止、廃止、完了期限延長

1 事業主体は、要綱第 3 第 7 号に規定する事業の中止、廃止及び完了期限延長をしようとするときは、承認申請書（要領別紙 5 様式第 15 号）は、局長を経由して部長に提出する。

2 部長は、申請の内容を審査し、適当と認めるときは承認する。

3 事業主体は、完了期限延長をしようとするときは、承認申請書（要領別紙 5 様式第 16 号）を、局長に提出する。

4 局長は、3 により提出のあった申請書の内容を審査し、適当と認めるときは承認（要領別紙 5 様式第 17 号）する。

第 9 実績報告書

事業主体は、要綱第 5 に規定する信州の森林づくり事業（県単独森林整備事業）実績報告書（要領別紙 5 様式第 8 号）を局長に提出する。

第 10 調査

局長は、実績報告書の提出に伴う実績調査を、要領別紙 1 森林環境保全整備事業の第 5 の 2 に準じて行う。

第 11 補助金の確定

局長は、第 10 の実績調査結果に基づいて補助金の確定（要領別紙 5 様式第 18 号）をする。

第 12 補助金の請求

要綱第 6 に規定する補助金交付の請求は、信州の森林づくり事業（県単独森林整備事業）補助金交付請求書（要領別紙 5 様式第 19 号）により行うものとし、補助金交付の請求額は補助金の確定額とする。

ただし、概算払の請求額は、出来高に対する補助金相当額の90パーセントを限度とする。

第13 実績書

局長は、県単独森林整備事業実績書(要領別紙5-様式第22号)を事業実施年度の翌年度の5月10日までに、部長に提出する。

ただし、繰越が行われた場合は、補助金支払い完了後速やかに提出する。

第14 繰越

1 事業主体は、原則として、6の(4)の規定により交付決定を受けた補助金を補助対象事業の実施年度の翌年度に繰越することはできない。

ただし、次に掲げるいずれかの事項に該当する場合は、この限りではない。

(1) 事故繰越

財政法(昭和22年法律第34号)第42条のただし書きの規定による繰越であり、一会計年度内において支出負担行為をしたのち、避け難い事故により年度内に支出が終わらなかった場合(3月31日までに債務が確定しないもの)に繰越すもの。

(2) 明許繰越

財政法第14条の3の第1項の規定による繰越であり、予算の性格上又は予算成立後の事由により、年度内に支払いの終わらない見込みのあるものについてあらかじめ議会の議決を得て、翌年度に繰越すもの。

2 事業主体は、(1)のア、イに掲げるいずれかの事項に該当し、止むを得ない理由により繰越を必要とするときは、信州の森林づくり事業(県単独森林整備事業(間伐対策事業・県単独森林災害復旧事業・ふるさと信州森林リフレッシュ事業・グレースの森創生事業)繰越承認申請書(要領別紙5-様式第20号)を、事業実施年度中に局長に提出する。ただし、1月31日までに交付決定されているものについては、1月31日までに局長に提出するものとする。

3 局長は、(2)の規定による繰越承認申請書の提出があったときは、提出のあった日から2週間以内に部長に意見書を付して進達するものとする。

4 部長は、(3)の規定による進達があったときは、議会の議決を得た上で、局長を経由し事業主体に対し、繰越承認(要領別紙2-様式第21号)を行うものとする。